

板橋区都市計画マスタープランの改定について

1 改定主旨

(1)改定の必要性

平成 23 年 3 月に策定した、現行の「板橋区都市計画マスタープラン（第 2 次）」は策定から 5 年が経過した。その間、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や、上位計画の改定、区内まちづくりの具体化など本区を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらの変化に対応した都市計画マスタープランにする必要性が生じてきた。

(2)改定のポイント

この改定は、新たに策定された「板橋区基本構想」や「板橋区基本計画 2025」・「いたばし No.1 実現プラン 2018」などを踏まえ、本区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現や推進に大きな役割を果たすものである。

また、改定にあたっては、東日本大震災等の教訓を踏まえたまちづくり、少子化・超高齢化・人口減少社会への対応、環境負荷の低減に資する対応、公共交通機関の利便性の向上の検討、地域レベルのまちづくり方針の明確化などの視点を検討する。

(3)計画の内容

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 18 条の 2 に基づくもので、板橋区基本構想に即し、かつ区民意向を反映したまちづくりを確実に実行するため、都市づくりの目標（理念、将来の都市構造）や土地利用、交通体系、都市環境、景観整備など都市計画に関する基本的な方針を定めるものである。

(4)対象期間

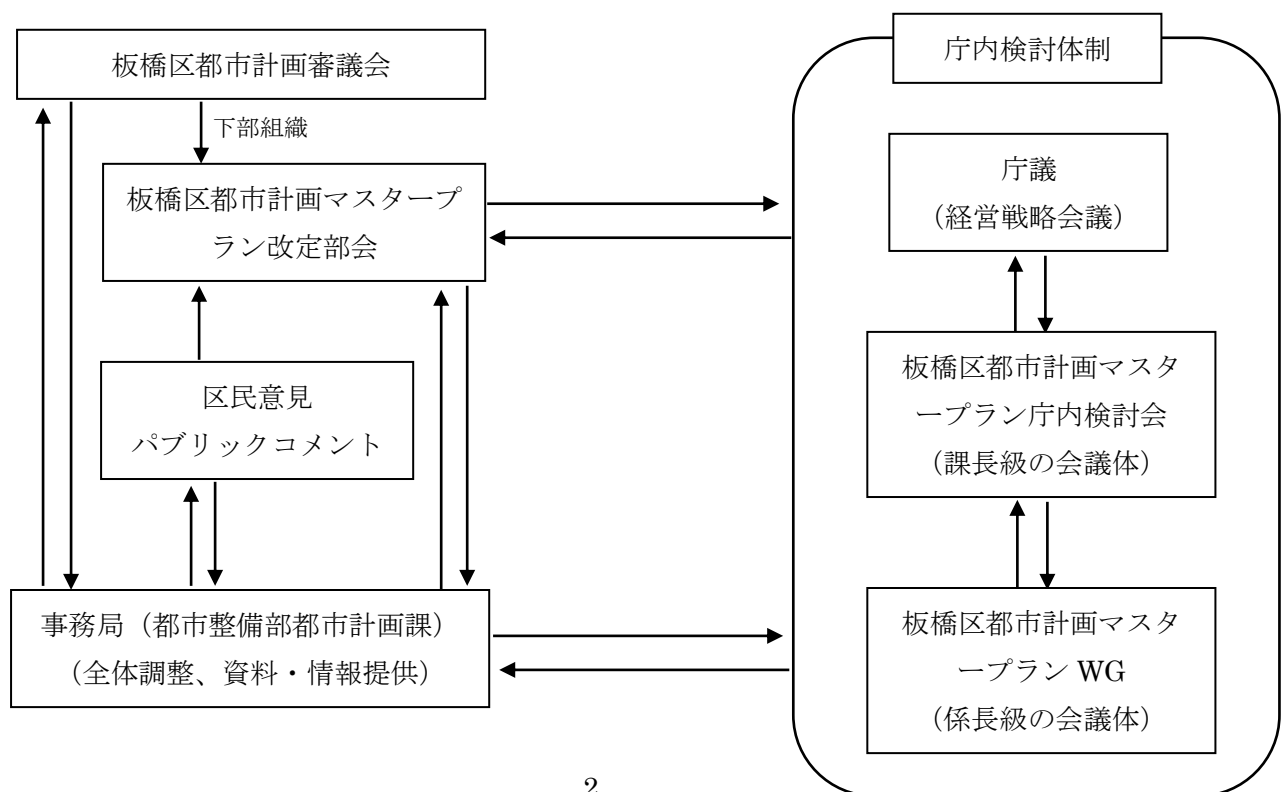
20 年後の都市の姿を展望した上で、概ね次期板橋区基本構想の策定までの期間を対象とする。

2 検討体制

組織名	構成	役割
板橋区都市計画 マスタープラン 改定部会	板橋区都市計画審議会委員、 学識経験者 ※合計9名程度で構成予定	板橋区都市計画審議会の下部組織で、板橋区都市計画マスタープランの改定にあたり、都市計画等の専門的な意見・助言を取りまとめ、改定案等の決定を行う。
板橋区都市計画 マスタープラン 庁内検討会	都市整備部長、 関係所属課長 (別表1参照)	現状の課題や施策について検討し、板橋区都市計画マスタープランの改定に向けて、調査・検討を行う。
板橋区都市計画 マスタープラン ワーキンググループ (以下WG)	都市計画課長、 関係所属係長 ※関係所属係長については、上記 庁内検討会の関係所属課長の所属 課から構成予定。	現状の課題や施策について検討し、庁内検討会の円滑な実施に向けて、調査・調整を行う。

3 改定体制

板橋区都市計画マスタープランの改定体制



別表 1 (都市計画マスタープラン庁内検討会)

部 署	役 職
都市整備部	都市整備部長 (座長)
	都市計画課長 (座長代行)
	市街地整備課長
	建築指導課長
	住宅政策課長
	拠点整備課長
	高島平グランドデザイン担当課長
政策経営部	政策企画課長
	資産活用課長
総務部	総務課長
危機管理室	防災危機管理課長
区民文化部	地域振興課長
	赤塚支所長
産業経済部	産業振興課長
	産業戦略担当課長
健康生きがい部	長寿社会推進課長
	おとしより保健福祉センター所長
福祉部	管理課長
	障がい者福祉課長
子ども家庭部	子ども政策課長
資源環境部	環境課長
	環境戦略担当課長
土木部	管理課長
	計画課長
	みどりと公園課長
教育委員会事務局	教育総務課長